

特定施設館山養護老人ホーム運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 特定施設館山養護老人ホーム(以下「施設」という。)が行う外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者(以下「利用者」という。)に対し、適正な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、特定施設サービス計画に基づき、施設が委託する指定居宅サービス事業者(以下「受託居宅サービス事業者」という。)による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、施設において利用者の有する能力に応じて、自立した生活を営むことができることを目指すものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特定施設館山養護老人ホーム
- (2) 所在地 千葉県館山市湊373番地

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 (兼務可)
施設の職員及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1人以上 (兼務可)
入所者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 介護職員 3人以上 (常勤換算)
入所者の自立の支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行う。
- (4) 計画作成担当者 1人 (常勤職員)
特定施設サービス計画の作成を行う。

第3章 入居定員及び居室数

(入居定員及び居室数)

第5条 指定特定施設の入居定員及び居室数は次のとおりとする。

- (1) 施設の入居定員は、70人とする。
- (2) 居室数は35室とする。

第4章 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (内容及び手続きの説明及び契約の締結等)

第6条 施設は、サービス提供の開始に際してあらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担内容、受託居宅サービス事業者及び事業者の名称並びに受託居宅サービスの種類、利用料の額及び改定の方法その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結するものとする。

2 施設は、前項のサービス提供開始にあたり、介護保険被保険者証により被保険者資格、認定状況、有効期間を確認する。

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第7条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮しながら、日常生活に必要な援助を行う。

2 施設は、サービス提供にあたって、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときはサ

サービス提供方法等について、十分な説明を行う。

3 事業者は、サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。なお、身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束適正化検討委員会において、その必要性や態様等について検討を行い、事前に利用者又は家族に、必要性やその機能を詳しく説明し、同意を得た上でを行い、その後、行った身体拘束の態様等の状況を記録する。

4 施設は、自ら外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(相談及び援助)

第8条 施設は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(特定施設サービス計画の作成)

第9条 施設の計画作成担当者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、その抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し、自立した日常生活を営むことができるよう、施設及び他の特定施設職員と常に継続的に連携し、特定施設サービス計画を作成する。

2 前項の特定施設サービス計画を作成にあたっては、その原案をあらかじめ利用者又はその家族に説明し同意を得るとともに、当該計画を作成し利用者に交付する。また、常に当該計画の評価を行い必要に応じて変更する。

(利用料)

第10条 施設が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合の額とする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用

(2) 日常生活費のうち、入所者が負担することが適当と認められる費用

4 前項までの利用料に係るサービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、入所者又はその家族の同意を得るものとする。

(利用料の変更等)

第11条 施設は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 施設は、前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとする。

第5章 受託居宅サービス事業者、受託居宅サービス事業所の名称及び所在地

(受託居宅サービス事業者、当該事業者の名称及び所在地)

第12条 施設が委託する指定居宅サービス事業所は、次のとおり。

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) まごころ訪問看護ステーション | 千葉県南房総市本織30番地の1 |
| (2) デイサービスセンターふれあいの郷 | 千葉県館山市湊373番地 |
| (3) 株式会社シルバーとっぷ | 千葉県稲毛区長沼原町654番地1 |
| (4) 館山養護老人ホーム訪問介護事業所 | 千葉県館山市湊373番地 |
| (5) 介護ショップふきのとう | 千葉県鴨川市花房46番地1 |

2 前項各号に掲げる施設が委託する指定居宅サービス以外のサービスは、利用者の状況に応じて委託するものとする。

3 前項の指定居宅サービス以外のサービスは、指定訪問入浴介護、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション及び指定認知症対応型通所介護とする。

第6章 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

(居室の移動)

第13条 利用者は、原則として、別に定める利用誓約書により締結した居室を使用するものとする。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、施設に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができる。

- (1) 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき
- (2) 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき
- (3) より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
- (4) その他既に利用している居室があり適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき

2 施設は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、施設の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができる。

(居室移動の手続き)

第14条 前条第1項に規定する居室の移動を希望する利用者は、その理由を付した書面により管理者へ提出しなければならない。

2 施設の管理者は、前項の書面を受理したときは、その理由その他外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の適切な運営を総合的に勘案し、その適否を利用者に書面をもって通知する。

3 前項第2項の規定により、施設が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、利用者の同意を得なければならない。

第7章 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用に当たっての留意事項

(介護居室)

第15条 施設は、利用者の居室は、当分の間2人部屋とし、ベッド、枕元灯、ロッカー等を備品として備えるものとする。

(食堂)

第16条 施設は、利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル、いす、箸や食器類などの備品を備えるものとする。

(浴室)

第17条 施設は、浴室には利用者が利用しやすいよう、一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設けなければならない。

(便所)

第18条 施設は、居室のある階ごとに便所を設けなければならない。

(衛生保持)

第19条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生のために事業所に協力しなければならない。

(禁止行為)

第20条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害をあたえ、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第21条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を促進させたときと認められたとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(利用者の家族との連携)

第22条 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保しなければならない。

第8章 緊急時等における対応方法

(緊急時の対応)

第23条 施設は、利用者の心身状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第24条 施設は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、前条の規定に沿って対応するとともに、市町村等関係機関に連絡しなければならない。

第9章 非常災害対策

第25条 施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し職員に周知するとともに、当該計画に従って、年4回以上の避難誘導訓練その他必要な訓練等を行う。

第10章 その他運営に関する重要事項

(入退所の記録の記載)

第26条 入所に際して、入所年月日、施設の種別・名称を被保険者証に記載する。また、退所にさいしては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(勤務体制等)

第27条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定める。

2 職員の資質向上のため研修の機会を設ける。

(協力病院等)

第28条 入院治療を必要とする入所者のために協力病院を定める。

(掲示)

第29条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密の保持)

第30条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第31条 サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。また、市町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告する。

4 サービスに関する入所者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、千葉県国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善の内容を報告する。

(虐待防止に関する事項)

第32条 施設は利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を

定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(地域との連携)

第33条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(記録と整理)

第34条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入所者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(1) 特定施設サービス計画

(2) 受託居宅サービス事業者等から報告に係る内容の記録

(3) 受託居宅サービス事業者の業務の実施状況に関する記録

(4) 市町村への通知に関する事項の記録

(5) 苦情の内容等の記録

(6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(7) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(8) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録

(その他)

第35条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人館山老人ホームと施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年11月17日から施行する。